

入札公告

下記のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和元年度農林水産分野における地域気候変動適応推進委託事業
- (2) 仕様 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和2年3月19日(木)
- (4) 納入場所 大臣官房政策課

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 下記3(2)に示す書類を所定の期日までに提出すること。
- (5) 下記5の提出期限の日から、下記8の開札の日までの間において、農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年法律第89号)上の組合に該当するもの。以下同じ。)による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体(以下、「構成員」という。)の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書(又はこれに準ずる書類)(以下、「規約書等」という。)を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また代表者は、上記(1)から(5)の要件に適合している必要があり、代表者を除く他の構成員については、上記(1)、(2)及び(5)の要件に適合するとともに、平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一)の「役務の提供等」を有している必要があり、落札した場合は規約書等を契約締結前までに提出すること。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

- ① 共同事業体の結成、運営等に関する協定書を契約締結前までに提出すること。
- ② 協定書の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

3 入札方法及び提案書の提出方法

(1) 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

(2) 提案書等の提出

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書、資格審査結果通知書(写)及び提案書頁番号欄に該当頁に記載した評価項目一覧を、下記5に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 農林水産省大臣官房予算課契約班(北別館3階、ドアNo. 北309)
- (2) 日時 令和元年9月17日(火) ~ 令和元年10月8日(火)
午前10時~午後5時(ただし、行政機関の休日を除く。)
- (3) 入札説明書 入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、仕様書、契約書(案)のほか、以下の書類を含む。
ア 応札資料作成要領
イ 評価項目一覧
ウ 評価手順書
なお、入札説明書は農林水産省のウェブサイトから印刷することも可能。
- (4) 入札説明会
① 場所 農林水産省大臣官房予算課入札室(本館1階、ドアNo. 本151)
② 日時 令和元年9月25日(水) 午後2時30分

5 入札書及び提案書等の提出場所及び提出期限

- (1) 提出場所 農林水産省大臣官房予算課契約班（北別館3階、ドアNo. 北309）
(2) 提出期限 令和元年10月9日（水） 午後3時

6 提案会の場所及び日時

入札者が提出した提案書等を詳細に検討するため、以下の場所及び開催日に提案会を実施する。なお、入札者の多寡により提案会におけるプレゼンテーションの時間は、入札者と協議して決定する。

- (1) 場 所 農林水産省の会議室等
(2) 開 催 日 令和元年10月10日（木）

7 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、基礎点に満たなければ不合格となる。

8 開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時に実施するが、開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7で不合格となった者の入札書は、開札しない。

なお、開札に当たり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。

- (1) 場 所 農林水産省大臣官房予算課入札室（本館1階、ドアNo. 本151）
(2) 日 時 令和元年10月16日（水） 午後2時30分

9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11 契約書の作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

13 その他

本公告に記載のない事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和元年9月17日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
秋 葉 一 彦

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。